

# 横浜市立蒔田中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月19日策定（平成30年4月6日改訂）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

\*いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による

### (2) いじめ防止等に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

校長、副校長、生徒指導専任、生徒指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭とする。状況に応じて担任や心理（スクールカウンセラー）・福祉（スクールソーシャルワーカー）の専門家、外部の専門家の参加を求めることもある。定例会は校長、副校長、生徒指導専任、教務主任、学年主任、養護教諭とする。

### (2) 委員会の運営

「横浜市立蒔田中学校いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を常設し定例会を月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「対策委員会」を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

「対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、具体的活動は以下に示す。

#### ①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ・「対策委員会」の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

#### ②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。（教育相談室前）

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### ③取組の検証

- ・蒔田中学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い、計画的に実施する。
- ・学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

### （1）いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組やプログラムを以下に示す。

- ・生徒の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

### （2）いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、次の取組を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

### （3）いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て「対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的対応につなげなければならない。いじめを認知した時の対応を学校として次のように取り組む。

- ・「対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録の作成
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

### （4）いじめの解消

#### 《いじめの解消の要件》

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
  - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
  - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

●いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

#### (5) 教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッドを活用し、生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的実施する。

#### (6) 学校運営協議会等の活用

「まちとともに歩む懇話会」や「蒔田中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

#### (7) 取組の年間計画

月	内容
4月	対策委員会(全体会) 対策委員会(定例会) 生徒理解研修 家庭訪問
5月	対策委員会(定例会) 家庭訪問 学校家庭地域連携事業実行委員会
6月	対策委員会(定例会) 生活アンケートと面談
7月	対策委員会(定例会) 保護者面談
8月	対策委員会(定例会) 教育相談(アンケートと面談) 横浜子ども会議 いじめ防止研修会
9月	対策委員会(定例会) 人権教育研修
10月	対策委員会(定例会)
11月	対策委員会(定例会) 学校家庭地域連携事業実行委員会
12月	対策委員会(定例会) いじめ解決一斉キャンペーン 保護者面談 命の大切さを学ぶ講演会
1月	対策委員会(定例会) 教育相談(アンケートと面談) 対策委員会(全体会)
2月	対策委員会(定例会) 学校生活アンケートと面談
3月	対策委員会(定例会) 対策委員会(全体会)

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

### (2) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。